

「第1号訪問事業利用料金」

第1号訪問事業

(1) 利用料金

サービス区分	程度	利用料金(月額)
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	11,760円
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23,490円
訪問型サービス費Ⅲ	要支援2(週2回を超える程度)	37,270円

※ 1回の利用時間については、ケアマネジャー等の作成する介護予防サービス・支援計画表に位置づけられた内容を踏まえた時間設定となります。

(2) 加算料金等

初回加算

新規に第1号訪問事業計画書を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは利用開始月に第1号訪問事業を行った場合、又は訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは、利用開始月に第1号訪問事業を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算します。(利用者負担金額 200円)

中山間地域等居住者サービス提供加算

当事業所の実施地域は、旭川市内としておりますが、通常の実施地域を越えて中山間地域等(旭川市以外の道内全域)に居住される方のサービスを提供した場合には、所定単位数の5%が加算されます。

介護職員等処遇改善加算

当事業所は介護職員の処遇改善を図っている事業所として「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を受けています。利用者負担額に対し24.5%を乗じた金額を加算させていただきます。

※ 各市区町村から交付される介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じ、料金表の金額の1~3割が自己負担となります。

上記の内容に同意致します。

同意日 令和 年 月 日 同意者(利用者または契約者)

氏名

印